

Clip!

## 職員採用試験のお知らせ【行政職・看護保健職】

問合先：総務課  
職員担当

### 試験職種及び

#### 平成29年度採用予定人員

行政職(上級)	10名程度
行政職(上級)(建築)	1名
行政職(上級)(土木)	1名
行政職(上級)(社会福祉士)	1名
看護・保健職(保健師)	1名

### 受験資格

地方公務員法第16条の欠格条項(※下記参照)のいずれかに該当する者、または日本国籍を有しない者は受験できません。

### 【行政職(上級)】

・昭和62年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成29年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

### 【行政職(上級)(建築)】

次のいずれかに該当する者  
・昭和56年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業以上、またはこれと同等以上で一級建築士の資格を有する者

・昭和62年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた者で、大学(建築に関する課程)を卒業(平成29年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

### 【行政職(上級)(土木)】

・昭和62年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた者で、大学(土木に関する課程)を卒業(平成29年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する者

### 【行政職(上級)(社会福祉士)】

・昭和56年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業(平成29年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有し、社会福祉士の資格を有する者(平成29年3月までに資格取得見込みを含む)

### 【看護・保健職(保健師)】

・昭和56年4月2日～平成7年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有する者(平成29年3月までに免許取得見込みを含む)

### 受験手続及び受付期間

受験申込書を8月1日(月)～8月15日(月)までに総務部総務課職員担当まで提出してください。(受験案内は、7月1日(金)から配布します。)

インターネットによる受付期間は、8月1日(月)～8月8日(月)までです。

申込方法などの詳細については、職員採用試験案内及び市ホームページへ掲載します。

### 試験日及び会場

#### 第1次試験

9月18日(日)

市役所3階大会議室

#### 第2次試験(第1次試験合格者のみ)

10月下旬

### 試験の方法

第1次試験(筆記試験)

第2次試験(作文・集団討論・個別面接など)

### 合格発表

第1次試験 10月初旬

第2次試験 11月末

### ※地方公務員法第16条(欠格条項)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

Clip!

## 献血ご協力のお願い

問合先：いきいきプラザ都留  
健康子育て課 ☎(46)5113

山梨県赤十字社血液センターによる献血を左記のとおり実施します。市民の皆様のご協力をお願いいたします。

日程 7月21日(木)  
時間 9時30分～11時30分  
12時30分～15時30分

場所 市役所前駐車場

主催 (社)都留青年会議所 都留市商工会青年部、都留市消防団

共催 都留市

### 献血していただける方

健康な16歳～69歳の方。なお、65歳以上の方はご本人の健康を考慮し60歳～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

### ☆選べます

全血献血(400ml・200ml)

※30分程時間がかかります。

☆ご本人の確認のため、運転免許証などの提示をお願いすることがあります。

ご協力をお願いします。

献血キャラクター

けんけっちゃん



## Clip! 女性のがん検診を受けましょう!

問合先：健康子育て課 健康推進室 ☎(46)5113

**乳がん検診**  
**対象者** 市内30歳以上の女性※  
**実施期間** 平成29年1月まで  
 (8月・12月を除く)  
 ※日程は不規則のため、申し込み時にご確認ください。  
**検診料金** 下記検診料金一覧表をご覧ください

**子宮がん検診**  
**対象者** 市内20歳以上の女性※  
**実施場所** 県内の指定医療機関  
**検診料金** 下記検診料金一覧表をご覧ください

**受付時間**  
 月曜日 15時45分～16時  
 水・金曜日 12時45分～13時  
 土曜日 10時45分～11時  
**実施場所** 市立病院のみ  
**申込先及び方法** 上記問合先まで事前に予約してください。  
 9時～17時(土日祝日を除く)  
 ※定員になり次第締め切ります。

**申込方法** 下記指定医療機関で検診される方は、問診票が用意してありますので直接医療機関にお申込みください。なお、下記以外の医療機関での受診希望の方は上記問合先までお問い合わせください。

**ご注意ください**  
 各検診は、年度内に(平成28年4月1日～平成29年3月31日)1回のみとなります。

### ■子宮がん検診 富士・東部地域の指定医療機関一覧表

市町名	病院名	電話番号	市町名	病院名	電話番号
都留市	都留市立病院	(45)1811	富士吉田市	加賀谷医院	0555(23)2450
	磯部医院	(43)4121		羽田レディースクリニック	0555(30)0311
大月市	武者医院	(23)1166		鈴木医院	0555(23)7075
	稚枝子おおつきクリニック	(56)7766		いしだ女性クリニック	0555(25)7100
富士河口湖町	渡辺医院	0555(72)2835		深澤医院	0555(24)1183
				堀内産婦人科医院	0555(22)1151

### ■各検診料金一覧表

検診内容	検診料金(自己負担)
子宮頸部がん検診	20～69歳の方 2,200円
	70歳以上の方 1,100円
乳がん検診	30～39歳の方 1,150円
	40～49歳の方 1,550円
	50～69歳の方 1,150円
	70歳以上の方 600円

※1 年齢基準は平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)にその年齢に達する人です。

## Clip! 病児病後児・休日保育のご案内!

問合先：下記記事内をご覧ください

**「病児・病後児保育」**  
 保育所(園)・幼稚園や学校に通っているお子さまが、病気(はしか以外)にかかった時、保護者の仕事、通院、冠婚葬祭などの用事があり看護できない時、医師、保育士、看護師がお子さんの安静を保ちながら付き添い、お預かりします。

**「休日保育」**  
 病気にかかっているお子さまを、保護者の仕事などの理由でみられない時、専属の保育士が保護者の代わりにお預かりします。

**利用登録**  
 登録用紙は「いきいきプラザ都留」健康子育て課(市HPからもダウンロードできます)市内各保育所(園)・認定こども園・武井クリニック・都留市立病院などにあります。

**利用方法**  
 登録申込書を直接「病児保育室 なかよし」へ提出して下さい。その際、必要事項、WEB予約の登録番号をお渡しします。事前に済ませて頂くとスムーズに入室できます。  
 ※市外の方もご利用可能です。料金が変わりますのでご相談ください。

**対象年齢**  
 市内在住生後4カ月～小学校3年生

**利用料金**  
 病児保育料金  
 5時間以内 1,080円  
 5時間以上 2,160円

**休日保育料金**  
 5時間以内 1,620円  
 5時間以上 3,240円

**登録料金(初回利用時1回・利用した日から1年間)**  
 病児保育 540円  
 休日保育 1,080円

**問合先** 病児保育室 なかよし 都留市法能670 ☎(45)6847 担当 三枝 健康子育て課 保育家庭担当 ☎(46)5113

## Clip! 市立病院の外来診療をお知らせします

問合先：市立病院 医事担当 ☎(45)1811

### ■受付時間

	時間
平日	8:30～11:00
土曜日	8:30～10:30
眼科(月～土)	8:30～10:00

### ■外来休診日

日曜日
国民の祝日
年末年始(12月29日～1月3日)

### ■午後診療受付時間

診療科目	診療日	時間
内科	火・木	13:00～15:00
皮膚科	火・金	13:30～16:00
耳鼻咽喉科	月	13:30～16:00
乳腺外科	火	12:30～16:30
呼吸器外科	水	12:30～14:30
禁煙外来	金	電話による予約制

■この予定表は予告なく変更することがあります。休診情報などの詳細についてはお問い合わせください。

診療科	診察室	時間	月	火	水	木	金	土
内科	1	午前	鈴木	鈴木	保坂	渡辺	鈴木	交代制
		午後						
	2	午前	保坂 予約含む	落合	渡辺 人間ドック含む	落合	保坂 人間ドック含む	交代制
		午後						
	3	午前					渡辺【予約】	
午後					保坂			
5	午前	渡辺【予約】	山梨大学医師 糖尿病外来 【予約】	落合【予約】	保坂【予約】	齋藤		
	午後		山梨大学医師 糖尿病・一般	鈴木【予約】				
外科	6	午前	山梨大学医師 小児外科外来					
	12	午前	岡本	岡本	川島	川島	岡本	川島
	13	午前	高橋【予約】	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般	高橋	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般
10	午前	島田	山梨大学医師 乳腺外科外来	丸木 ※1 丸木 ※2	丸木 ※1 島田 ※2	島田	丸木	交代制
			山梨大学医師 乳がん外来	関戸 ※3 大内 ※3	関戸 (病棟回診後)	関戸	関戸	
11	午前	関戸	関戸 ※3 大内 ※3	関戸 (病棟回診後)	関戸	関戸		
14	午前	小俣	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	小俣		小俣
			太田	太田	太田	高橋	太田	交代制
15	午後		山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※1【予約】
			山梨大学医師 神経外来 ※2【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※2【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※2【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※2【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※2【予約】	山梨大学医師 神経外来 ※2【予約】
16	午前	高橋	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	交代制
	午後		乳児検診	乳児検診	乳児検診	乳児検診	乳児検診	
18	午前		山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
			山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
21	午前		山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
	午後		山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
20	午前		東京医科大学 医師	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師 ※1	
	午後		山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
6	午前		山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
	午後		山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
17	午前		山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	
			山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	山梨大学医師	

## Clip!

### 八朔祭(ふるさと時代祭り)に参加してみませんか?

問合先：産業課  
ふるさと時代祭り実行委員会



**大名行列お姫様・腰元役募集!**  
9月1日(木)、八朔祭にちなむ「ふるさと時代祭り」が開催されます。祭りの呼び物として繰り出される大名行列は総勢120名で、奴姿の赤熊、お姫様やお殿様たちが歴史絵巻を繰り広げます。皆さんもこの大名行列に参加しませんか?

**出演日時**  
9月1日(木) 11時～18時  
※8月28日(日)13時30分から総練習があります  
※8月上旬に衣装・髪合わせがあります

**募集人員**  
お姫様(市内在住または出身の方) 1名  
腰元(市内在住または出身の方) 若干名

**配役** それぞれの衣装をまとい大名行列に入って行進します

**応募締切** 7月15日(金)

**抽選発表** 応募者が多数の場合は、選考会を行います。



**赤熊を演じてみませんか?**  
**出演日時**  
9月1日(木) 11時～18時

**募集人員** 一般男性 若干名  
※8月24日(水)、25日(木)、26日(金)19時からの赤熊練習と、28日(日)13時30分からの総練習の全てに参加できる方

**配役** 奴姿に衣装をまとい大名行列に入って行進します「赤熊」

**応募締切** 7月15日(金)

**責任者** 下天神町大名行列保存会代表 鈴木幹夫



**小・中学生出演者募集!**  
**出演日時**  
9月1日(木) 11時～18時

**募集人員** 小・中学生女子 若干名  
(身長145cm以上)  
小学3年生以上の男子 若干名  
(身長130cm以上)

※8月28日(日)13時30分からの総練習に参加できる方

**配役** それぞれ衣装をまとい大名行列に入って行進します

女子 拍子木・金棒・鷹匠・御小姓

男子 鉄砲組・槍組・弓組

**選考方法** 出演者は自治会推薦を優先とし、欠員分を一般公募とします。応募者が多数の場合は、抽選により決定します。

**応募締切** 7月15日(金)

**「八朔屋台」曳き手募集!**  
8月31日の「宵祭り」、9月1日の「ふるさと時代祭り」に繰り出される、市指定有形文化財である八朔屋台を曳いてみませんか?

**出演日時**  
8月31日(水) 16時～21時  
9月1日(木) 12時～18時

**募集人員** 一般男女併せて40名程度

※8月31日(水)、9月1日(木)両日参加できる方

※応募者が多数の場合、抽選により決定します。

**応募締切** 7月15日(金)

**問合・申込先** 八朔祭屋台保存会連合会 堀内 ☎(43)2459

**「八朔inつる」参加者 & スタッフ募集**

**共通問合・申込先**  
産業課内 ふるさと時代祭り実行委員会事務局  
☎(43)1111 内線156

9月1日の夜、谷村第一小学校グラウンドで行う「八朔inつる」の参加者・スタッフを募集します。ステージでの発表、テントで展示などをしてほしい団体やサークル、お祭りを盛り上げる企画・アイデアのある方、お祭り好きな方をお待ちしています。

※年齢は、18歳以上の方に限ります。

**申込締切** 7月15日(金)

**問合・申込先**  
八朔inつる実行委員 花山  
☎080(1223)1308

## Clip!

### 7月10日(日)は参議院議員通常選挙投票日です

問合先：選挙管理委員会

7月10日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。これからの国政を決める重要な選挙です。皆さんそろって投票しましょう。

**投票日** 7月10日(日)7時～20時

**場所** 市内18投票区投票所

※投票所が変更になっている投票区がありますので、下記の「市内18投票区一覧」を参照してください

**投票できる方**  
年齢要件 平成10年7月11日以前に生まれた満18歳以上の日本国民

**住所要件** 平成28年3月21日以前に都留市の住民基本台帳に記録され、引き続き投票日(期日前投票日を含む)まで居住している方。

または、平成28年2月21日以降に都留市から転出した方で、転出前に引き続き3カ月以上都留市の住民基本台帳に記録されていた方。

**投票日当日までに転出された方は** 既に都留市の選挙人名簿に登録されている方が他市区町村に転出した場合、住所要件不足により新しい住所地の選挙人名簿に登録されていないため、都留市で投票することとなります。(ただし、選挙区の選挙は山梨県選挙区となります。)

**投票所入場券**  
各有権者あてに郵送している入場券の氏名・住所・投票所などを確認し、投票所へ持参してください。

**期日前投票**  
投票日当日に、仕事やその他の理由で投票所に行って投票できない方は、期日前投票をすることができます。

**期間** 6月23日(木)～7月9日(土)

**時間** 8時30分～20時  
(土曜・日曜、祝日も含め毎日)

**場所** 市役所1階 ロビー

**必要なもの** 投票所入場券(必要に応じて、身分が証明できるもの)

※郵便状況により、お手元に投票所入場券が届かない場合でも、期日前投票ができます。

**不在者投票**  
県の指定を受けた病院や老人ホームなどの施設に入院または入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。

**投票の方法**  
参議院議員通常選挙の投票は、山梨県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2票制です。

**県選挙区** 候補者の氏名を書きます。

**比例代表** 政党が届け出た名簿に載っている候補者の氏名または政党等の名を書きます。(候補者名は県選出議員の候補者ではありません。)

**開票**  
**日時** 7月10日(日) 21時～

**場所** 谷村第一小学校体育館

■市内18投票区一覧(表中   の色が付いている場所が変更となった投票区です。)

投票区	投票所	居住地区
第1投票区	産業技術短期大学校	田原1～4丁目、上谷4～6丁目、大字上谷
第2投票区	都留市役所	上谷1～3丁目、中央1～3丁目、つる3丁目、川棚旭ヶ丘
第3投票区	下谷体育館	つる1～2丁目、つる4～5丁目、下谷1～4丁目、大字下谷、中央4丁目
第4投票区	谷村第二小学校	法能、住吉町、日の出町、宮原、玉川、引の田、下戸沢、上戸沢、サントウン玉川、中野団地
第5投票区	都留文科大学附属小学校	熊井戸、緑町、下小野、中小野、上小野、大津、下細野、上細野、菅野、権原原、西海戸、熊井戸団地
第6投票区	宝公民館	金井、中津森、下大幡、上大幡、サントウン宝
第7投票区	厚原自治会館	加畑、平栗、厚原、サントウン平栗
第8投票区	宝山寮	高畑
第9投票区	禾生第一小学校	古川渡、川茂、井倉、井倉団地、九鬼、九鬼団地、サントウン井倉
第10投票区	田野倉公民館	小形山、田野倉、大原、田野倉団地
第11投票区	盛里公民館	馬場第一、馬場第二、曾雌、久保、神門、大平朝日団地
第12投票区	与縄宮農指導センター	与縄日影、与縄日向、与縄上手
第13投票区	農村環境改善センター(東桂地域コミュニティセンター)	桂町、下夏狩、上夏狩
第14投票区	十日市場公民館	十日市場
第15投票区	古渡団地集会所	鹿留沖、鹿留宮下、鹿留古渡
第16投票区	境公民館	境
第17投票区	健康科学大学(旧桂高等学校)	四日市場、月見ヶ丘、富士見台
第18投票区	蒼竜峡団地集会所	蒼竜峡団地

**18歳選挙が始まります**  
法律の改正により、今回の参議院議員通常選挙から選挙権年齢がこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。これにより、18歳、19歳の皆さんも、選挙で投票できるようになります。

**投票所に入ることができる子どもの範囲が拡大されます**  
将来を担う子ども達にも、早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらえるよう、投票所に入ることができる子どもの範囲が拡大され、現行の幼児から、選挙権を持たない児童、生徒その他18歳未満の方も一緒に投票所に入ることができるようになりました。

## Clip!

### 「救急医療情報キット」をご活用ください！

問合せ先：福祉課 地域福祉担当  
☎(46)5112

- 配付する救急医療情報キットの内容**
- ① 容器
  - ② 救急情報用紙
  - ③ 玄関用シール
  - ④ 冷蔵庫用マグネット

本市では、高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的とした「救急医療情報キット」を無料で配付しています！

**救急医療情報キットとは？**  
専用の容器に、かかりつけの病院や服薬内容などの医療情報、緊急時の連絡先などを記入した「救急情報」を入れ、これを冷蔵庫に保管することにより、万一の救急時につけた救急隊員などが、その情報を活用し迅速な救命活動などを行うことができるものです。

保管場所の冷蔵庫というのは、かけつけた救急隊員が救急医療情報キットを探し出すには、ほとんどのお宅の台所にある冷蔵庫が最適な場所であるためです。

#### 申込先

福祉課(いきいきプラザ都留1階)に備えてある、申請書を提出してください。申請内容を確認後、無料で配付されます。※代理人の方が申請することも可能です。

**対象世帯**  
本市に住所をおく、次のいずれかに該当する方のいる世帯

- ・65歳以上の高齢者(平成28年4月1日現在)
- ・身体障がい者手帳1級、2級、3級を所持する方
- ・療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級、2級を所持する方



## Clip!

### つるへの移住者を迎え入れる準備をしよう！

問合せ先：企画課  
つる創生推進室



※東京都千代田区有楽町にある「やまなし暮らし支援センター」にて、移住に関する相談や移住相談会の開催、セミナーなど精力的に活動している。

- 「都留市移住・定住セミナー」開催**
- 日時 7月4日(月)  
14時～16時30分
- 場所 市役所3階大会議室  
※自由参加・参加無料
- テーマ 「生涯活躍のまち・つる」に移住者受け入れの心得
- 内容**
- 1 都留市を丸裸にします！  
「地域おこし協力隊」から見た都留の魅力
  - 2 事業説明  
「生涯活躍のまち・つる(都留市版)CCR事業」基本計画について
  - 3 都留市の強み  
「移住の決め手となるものは？」
- 講師紹介 やまなし暮らし支援センター 倉田貴根移住相談員



※自由参加となりますが会場の定員(90名)に達した場合は入場制限を行う場合もありますのでご了承ください。

市では、人口減少・少子高齢化の波が進む中、人口3万人を維持するため、今後のまちづくりの重要施策の核として「生涯活躍のまち・つる(都留市版)CCR事業」の実現に向けて、事業を推進しています。

今回のセミナーは本市の目指すまちづくりの方向性について、「移住・定住」をテーマに開催します。市民と職員が共通認識を持つことで、ひとりひとりの移住者受け入れの心得が育まれ、移住・定住が促進されることを目的としています。

## Clip!

### 犬・猫の飼い主さんへ

問合せ先：地域環境課  
環境保全担当

**犬を放し飼いにしないで！**  
「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、犬は綱や鎖でつなぐか、柵やオリなどの囲いの中で飼育しなくてはなりません。違反した場合は、10万円以下の罰金が科せられます。また、市役所で犬を保護した場合は、1頭1日につき1,000円の手数料が掛かります。

**犬の死亡届等について**  
犬の所有者の変更や犬が死亡した場合には、届出が必要です。地域環境課 環境保全担当までお届けください。

**犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です！**  
「狂犬病予防法」に基づき、犬の飼い主には飼い犬について生涯1回の登録と、年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。鑑札及び注射済票を犬に着けていない場合は、20万円以下の罰金が科せられます。また、鑑札や注射済票など所有者を明示するものがないと、保護をした際に飼い主さんと連絡を取ることができません。言葉を話せないペット(動物)のために、日頃から、飼い主の連絡先が分かるようにしておきましょう。



**飼い猫に名札をつけましょう！**  
あなたの猫が迷子になったら、不慮の事故にあつて家に戻れなくなったり、発見されても名札がなければ連絡をとることができません。室内飼いの猫であっても名札をつけましょう。

**猫の飼い方について**  
「猫は外で飼うもの」という考えを、お持ちの方が多いと思います。しかし、自由に歩くことのできる猫が、他人の敷地に侵入したり、場所を選ばず糞尿をしてしまうことなどが、地域社会でのトラブル発生の原因となっています。

猫はエサが十分に与えられていて、安心して過ごせる空間があれば外に出なくても幸せに暮らすことができます。

むしろ外に出ることで交通事故に遭うことや他の猫から病気に感染することもあります。そのため、猫を室内で飼いましょう。

## Clip!

### 「生涯活躍のまち」国の支援自治体に本市が選ばれました！

問合せ先：企画課  
つる創生推進室



政府が推進する「生涯活躍のまち(日本版CCR)」構想の実現を進める全国先進7団体に、都留市が選ばれました。本市では人口減少や地域経済の衰退など行政課題を克服するため、「生涯活躍のまち・つる」構想の実現に向け事業を進めています。

① 市内高等教育機関との連携  
② 既存施設等の有効活用  
③ 都心からのアクセスの良さ

などが国から評価され、事業実現にむけて一定の熟度がある先行事例として支援自治体に選定されました。

今後は事業運営の課題について、助言・提言等を受けながら対応策を検討していく中で「生涯活躍のまち・つる」の実現に向けて、より動きが加速化していくものと思われれます。



■第3回CCR会議の様子

**選定団体** 山梨県都留市、岩手県雫石町、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、長野県佐久市、鳥取県南部町、福岡県北九州市

問合せ先：市民課  
保険年金担当

## 後期高齢者医療 被保険者証について

有効期限が平成29年7月31日の新しい後期高齢者医療被保険者証が交付されます。  
被保険者のお手元には7月下旬に簡易書留で郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届いた日から使用できます。  
平成27年度までの後期高齢者医療保険料に未納がある方につきましては、有効期限が短い場合もありますので、ご了承ください。

## Clip! 後期高齢者医療保険者証について

### ■所得区分について

自己負担割合	所得区分	対象要件
3割	現役並み所得者*	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度に加入している被保険者がいる方
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の方
1割	低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方
	低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方

### ※現役並み所得者の負担区分判定基準

同一世帯に属する被保険者の所得及び収入により判定します。  
次の場合は、申請により「一般(1割)」の区分になります。  
・同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が2人以上で、加入者全員の収入の合計金額が520万円未満の場合。  
・後期高齢者医療制度の加入者が1人で、収入の合計金額が383万円未満の場合。  
・世帯で後期高齢者医療制度に加入している被保険者が1人で現役並み所得者の場合は、同一世帯内の70歳～74歳の方を含めた70歳以上の方全員の収入の合計金額が520万円未満の場合。

現在お使用の被保険者証は、8月以降使用できません。古い被保険者証については個人情報記載が記載されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。  
新しい後期高齢者医療被保険者証は「薄緑色」となります。  
限度額適用・標準負担額減額認定証について

### 限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成28年8月1日より新しいものとなります。色の変更はありませんが、有効期限が平成29年7月31日までのものとなります。

現在交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付いたします。  
認定証は被保険者証とは別の封筒で、同じく7月下旬に郵送いたします。

平成28年7月に平成28年度後期高齢者医療保険料が決定されます。  
平成28年度後期高齢者医療保険料は平成27年中の年金や給与、農業、不動産といった収入に基づいて算定され、平成28年4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額を各期までに納めていただきます。

### 平成28年度後期高齢者医療保険料について

平成28・29年度の保険料率  
均等割額 40,490円  
所得割率 7.86%  
保険料賦課限度額 57万円

### ◆保険料の算出方法

後期高齢者医療保険料は、山梨県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員が個人単位で納めます。  
保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となります。平成28年度の所得割率は、7.86%となっています。

$$\text{保険料} = \text{均等割額 } 40,490\text{円} + \text{所得割額 } (\text{所得} - 33\text{万円}) \times 7.86\%$$

### ◆賦課限度額

平成28年度保険料賦課限度額は平成27年と同様となり、どんなに所得の高い方でも年57万円が上限となります。

### 納付方法について

#### ◆特別徴収

特別徴収(年金からの直接天引き)により納めていただく方には、7月中旬に保険料額決定通知書及び納入通知書が送付され、10、12月、翌年2月に天引きされます。

また、4、6、8月の特別徴収額については、保険料決定前であるため前年度2月分と同額が仮徴収額として年金から天引きされます。  
このため、既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4、6、8月に納めていただいた金額を控除した差額が10、12、翌年2月の3回に分けて天引きされます。

また昨年8・5割軽減や所得割5割軽減などに該当、あるいは年度途中で保険料の変更などがあつたことにより、特別徴収から普通徴収に納付方法が変更となった方で、本年10月より再度特別徴収となる方については、7、8、9月を普通徴収、10月以降特別徴収の方法による年6回で納めていただきます。

#### ◆普通徴収

普通徴収により納めていただく方(納入通知書などにより直接金融機関等で納める方、あるいは口座振替を申請された方)

は、7月中旬に保険料額決定通知書及び納入通知書が送付されます。納期は年8回(7月から翌年2月までの毎月)となっております。  
口座振替の方については毎月末日(土、日、祝日の場合は翌営業日)に口座より引き落とされます。期日をご確認のうえ納め忘れや残高不足のないようご注意ください。  
また各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届き、督促料や延滞金が加算されます。

### 保険料の軽減措置について

平成28年度の保険料の軽減判定基準については下記の通りです。

#### ◆均等割軽減

(均等割額40,490円)  
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額などが下記に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

#### ◆所得割軽減(所得割額(所得-33万円)×7.86%)

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額などが、58万円を越えない被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。

軽減割合	均等割額にかかる軽減の基準	軽減額	軽減後均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下の世帯	36,441円	4,049円
8.5割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円以下の世帯	34,416円	6,074円
5割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円+{26.5万円×被保険者数(世帯主を除く)}以下の世帯	20,245円	20,245円
2割軽減	総所得金額等の合計額が基礎控除額33万円+{48万円×被保険者数}以下の世帯	8,098円	32,392円

### ◆被用者保険の被扶養者であった者に対する9割軽減

後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は課せられず、均等割額は9割軽減されます。均等割額は36,441円が軽減され、保険料額は年額で4,040円となります。

問合せ先：日本年金機構 大月年金事務所  
市民課 保険年金担当

## Clip!

### 国民年金の保険料免除制度があります

免除の種類	納付額(H28保険料月額16,260円)	年金支給率	免除審査の基準となる前年の所得の目安
全額	0円	1/2	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3	4,070円	5/8	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額	8,130円	6/8	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1	12,200円	7/8	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◎申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できます。  
◎10年以内であれば免除期間の保険料をさかのぼって追納し、免除されたことと少なくとも、将来受け取る年金額を増やすことができます。  
◎一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなったり、年金額が減る場合がありますのでご注意ください。

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額または一部の納付が免除される「保険料免除制度」があります。  
免除制度を利用するには、本人配偶者、世帯主それぞれの前年の所得が一定額以下であることが条件となります。保険料免除制度は所得に応じて4段階あり、それぞれの免除の種類、納付額、年金支給率、審査基準となる前年の所得は左表のとおりです。

## Clip! 平成28年度国民健康保険税の改正について

問合先：届出関係 市民課 保険年金担当  
課税関係 税務課 市民税担当

### 低所得者の保険税軽減措置の拡充

軽減対象世帯	変更前	変更後
7割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円を超えない世帯	変更なし
5割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>*</sup> )を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>*</sup> )を超えない世帯
2割軽減世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>*</sup> )を超えない世帯	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の所得金額の合計額が、基準額33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数 <sup>*</sup> )を超えない世帯

<sup>\*</sup>特定同一世帯所属者：国民健康保険被保険者が75歳到達により、国保資格を喪失した者で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。

### 国民健康保険税賦課(課税)限度額の見直し

	医療給付分 (0歳から74歳)	後期高齢者支援金分 (0歳から74歳)	介護納付金分 (40歳から64歳)
所得割額 (課税標準額 <sup>*</sup> ×率)	7.68%	2.45%	2.06%
均等割額 (被保険者1人当り)	27,500円	8,500円	10,300円
平等割額 (1世帯当たり)	24,400円	7,500円	6,000円
賦課(課税)限度額	540,000円 変更前520,000円	190,000円 変更前170,000円	160,000円 変更なし

<sup>\*</sup>課税標準額  
前年中の総所得金額—33万円  
(基礎控除額)

<sup>\*</sup>平等割額について、特定同一世帯所属者がいる世帯は減額される場合があります。



**■所得の申告は忘れずに!**  
国民健康保険税の決定や軽減判定、また入院時の食事代、高額療養費の算定などには世帯の所得情報が必要で、収入がない場合などでも忘れず所得の申告を行ってください。

**■国民健康保険税は世帯主に課税されます!**  
国民健康保険税は、世帯主が納付することになっています。このため、世帯主が社会保険などに加入している場合や後期高齢者医療保険に加入している場合でも、他の世帯員(家族)が国民健康保険に加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

## Clip! 浄化槽を使用しているみなさまへ!

問合先：地域環境課  
環境保全担当



**浄化槽法第11条**  
浄化槽の機能診断を行う検査で、県知事が指定する検査機関により年1回検査を受けなければなりません。

**浄化槽の法定検査を受けましょう**  
浄化槽は、日常の維持管理(保守点検と清掃)に加えて、山梨県浄化槽協会の行う次の法定検査を受けることが、法律で義務づけられています。浄化槽の機能を十分に発揮するためにも正しい管理をしましょう。

**法定検査**  
浄化槽法第7条  
設置された浄化槽が適正に機能しているかどうかを確認するため、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月の間に県知事が指定する検査機関が行う水質に関する検査を受けなければなりません。

## Clip! 限度額適用認定証をご存じですか?

問合先：市民課  
保険年金担当

「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額(※詳細は別表)までの支払いで済み、一時的な費用負担が軽減されます。

**対象となる方**

- 70歳未満で都留市の国民健康保険に加入されている方
- 70歳以上74歳以下の住民税非課税世帯で都留市の国民健康保険に加入されている方

※70歳以上74歳以下の住民税課税世帯の方は高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの支払いとなるため、申請は不要です。

**申請に必要なもの**  
保険証、印鑑

※職場の健康保険に加入されている方は該当の保険者へお尋ねください。

※国民健康保険税に滞納がある方は限度額適用認定証の発行が原則出来ません。

すでに限度額適用認定証をお持ちの方には、6月下旬頃に更新の案内を通知します。更新を希望される方は申請書、減額対象者の保険証、印鑑をお持ちになり、市民課保険年金担当に申請してください。

限度額適用認定証は申請月の1日からお使いいただけます。(更新の方は7月中の申請でも)

### ■70歳未満 適用区分

区分	所得要件	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目以降 <sup>*1</sup>
ア	市民税課税世帯で、基礎控除後の所得が901万円を超える世帯の方	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	市民税課税世帯で、基礎控除後の所得が600万円超~901万円以下の世帯の方	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	市民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円超~600万円以下の世帯の方	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	市民税課税世帯で、基礎控除後の所得が210万円以下の世帯の方	57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯の方	35,400円	24,600円

<sup>\*</sup>1 過去12カ月以内に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

### ■70歳以上 適用区分

区分	所得要件	自己負担限度額	
		外来	外来+入院
現役並み所得	同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の、70歳以上の国保被保険者がいる方	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【4回目以降】44,400円 <sup>*1</sup>
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱのいずれにも当てはまらない方	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	同一世帯の世帯主および国保被保険者全員が市民税非課税の方(低所得Ⅰ該当者を除く)		24,600円
低所得Ⅰ	同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方	8,000円	15,000円

※平成28年8月から平成29年7月までの適用区分は、平成28年度市民税で判定します。

## Clip! 新築家屋調査及び全棟調査にご協力をお願いします

問合先：税務課  
資産税担当



平成28年1月2日以降に完成した家屋については、平成29年度から固定資産税が課税されることとなります。7月より順次調査を実施いたしますが、引越しなどの都合により早めに調査を済ませたい方は、税務課までご連絡ください。なお、調査の際には家屋図面(建築確認の冊子)などの資料が必要となりますので、ご用意をお願いします。

また、全棟調査とは、家屋課税台帳などに登録してある事項(所在・種類・構造・床面積など)と現状を比較し、増改築や未調査による課税もれ、または、取り壊しなどがある家屋を調査し、税の公正・公平性を指すもので、災害発生の際に発行される「り災証明書」の発行を的確に行うためにも必要な調査となります。新築家屋調査と同様に、税務課職員(身分証と名札を携行)が伺いましたら、ご協力をお願いします。

なお、増改築を行った場合は、速やかに税務課までご連絡ください。

## Clip!

### 食費・部屋代の負担軽減の基準の見直しが行われます！

問合せ先：長寿介護課  
介護保険担当

負担段階	負担段階判定基準	負担上限の例
第1段階	・生活保護受給者の方・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	多床室 0円 食費 300円
第2段階	・世帯 <sup>※1</sup> 全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	多床室 370円 食費 390円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円を超える方	多床室 370円 食費 650円
第4段階	・上記に該当しない方	各施設が定める額

※1 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。  
※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

所得要件	利用者負担割合	
合計所得金額 <sup>※1</sup> が160万円未満の方	1割	
合計所得金額が160万円以上の方	同一世帯 <sup>※2</sup> の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額 <sup>※3</sup> 1人世帯：280万円未満	1割
	2人以上世帯：346万円未満	1割
	上記以外の方	2割

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。  
※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。  
※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

所得の低い方は、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する際に、食費・部屋代が負担軽減されますが、平成28年8月から、費用負担の公平化を目的として、利用者負担段階の判定の際に、課税年金収入額に加えて、**非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額を勘案すること**になります。

**注** 左の表は負担段階を判断するものです。対象となる条件は別に定められています。

**負担割合証をお送りします！**

要介護・要支援認定を受けているすべての方に交付されている負担割合証は、平成28年7月31日で有効期限が終了します。7月末日までに新しい負担割合証を交付します。

この負担割合証の有効期間は**平成28年8月1日～平成29年7月31日**となります。なお、送付先については、基本的に介護保険被保険者証に記載された住所宛に送付しますので、ご了承ください。

現在お使いの負担割合証は、8月以降使用できません。古い負担割合証については個人情報記載されていますので、返却していただくか、裁断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。

**福祉用具購入前にご相談を！**

介護保険制度では、基本的に福祉用具はレンタルにより利用することになりますが、入浴や排せつなどに用いる用具でレンタルに馴染まない福祉用具は、一部の負担で購入することができます。

福祉用具の購入にかかった費用はいったん全額負担していただき、申請により対象額の8割または9割相当分を後日給付しますが、条件がありますので、**購入する前に必ず担当ケアマネージャーなどに相談**してください。

**主な条件**

- ① 要介護・要支援認定を受けており、在宅で生活していること
- ② 各都道府県が指定する販売事業者から購入していること
- ③ ケアプランに福祉用具購入が組み込まれていること
- ④ 原則として、過去に同じ種類の福祉用具を購入していないこと

## Clip!

### 子ども水泳教室開催のお知らせ

問合せ先：生涯学習課  
スポーツ振興担当

夏休み期間中に一人でも多くの子どもに水泳に慣れ親しんでいただくため、水泳教室を開催します。泳げなくてもだいじょうぶ！熟練したインストラクターが基礎から丁寧に指導します。

**期間** 7月26日（火）～29日（金）（4日間）

**時間** 14時～15時30分  
（初日は13時30分）

**場所** 市民プール

**対象者** 小学校2年生～6年生

**定員** 40名

**内容** 25メートルをクロールで泳ぐことを目標に、水なれ・けのび・板なしキック・クロールなど、それぞれレベルに合わせて、段階的な指導を行います。

教室最終日には、小学校高学年を対象として、水難事故から身を守る着衣泳、「浮いて待て！命を守る着衣泳」を予定しております。もしも不意に海や川に落ちた時のため、靴をはいたまま、服を着たまま水に浮いて救助を待つ着衣泳を体験しましょう。

**参加料** 1,000円  
（保険代など）

## Clip!

### 水道料金は納付期限までに納めましょう！

問合せ先：上下水道課  
水道業務担当・簡易水道担当

**水道事業は皆様からいただく水道料金の運営されています。**

配水管の修繕・布設工事、施設の維持管理などにかかる費用は、皆さまからいただく水道料金でまかなっています。水道料金がきちんと支払いされないで、利用者間の不公平が生じてしまいます。

市では、公平にお支払いいただくために、きめ細かな未納対策を実施しています。

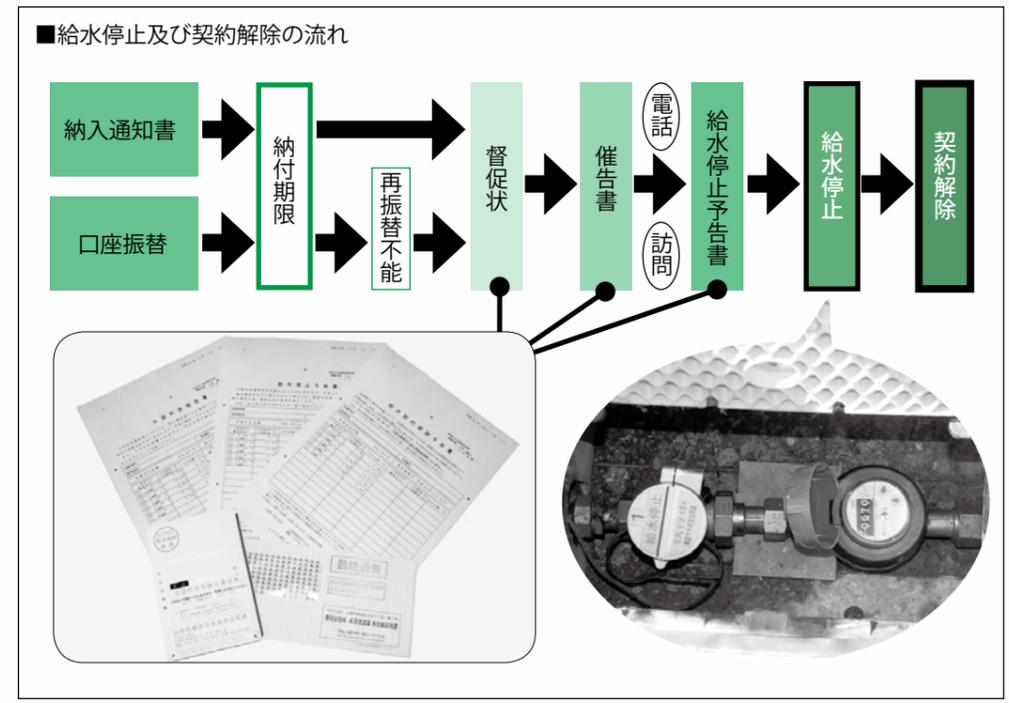
**未納対策の実施**

水道料金の未納者には、督促状・催告書の送付、電話・訪問催告などにより納入を促しておりますが、それでも支払いがない場合には、給水停止予告書を送付し、法令などに基づき給水停止を実施しています。給水停止後も納付及び連絡がない場合は、民法の規定に基づき、給水契約の解除を行っています。水道料金が滞らないように納付期限内の納入をお願いします。

**◎口座振替をご利用ください！**

こうした事態を避けるためにも、2カ月以内に自動的に納入できる便利な口座振替のご利用をおすすめします。

口座振替のご利用は、預金通帳（口座番号のわかるもの）、印鑑（通帳届出印）及び水道料



金の領収書または使用水量等のお知らせ（お客様番号がわかるもの）をご持参のうえ、お取引先の取扱金融機関へお申し込みください。

- 取扱金融機関**
- ・山梨中央銀行
  - ・山梨信用金庫
  - ・都留信用組合
  - ・山梨県民信用組合
  - ・クレイン農業協同組合
  - ・ゆうちょ銀行

## Clip!

### 都留市民プール開場のお知らせ

問合せ先：生涯学習課  
スポーツ振興担当



都留市民プールを次の日程により開場します。

**期間** 7月21日（木）～8月23日（火）

**時間** 10時～12時 13時～17時

**休場日** 毎週月曜日

※7月21日（木）・22日（金）は午前7月26日（火）～29日（金）は午後お休みとなります

※監視員の指示により休憩時間を取っていただきます

**料金** 小学生以下 100円  
中学生以上 210円



# 子育て情報コーナー ちかぢび



## 今月の「ふれあい・子育てサロン」

**親子一緒にのサロン**  
 日時 7月11日(月)10時～正午  
 場所 いきいきプラザ都留2階  
 持ち物 各自必要な物  
 ※持ち物にはお名前を書いてください  
 費用 200円(保険・運営費)  
 ※申込は不要です  
 8月の親子一緒にのサロンは夏まつりを開催します。詳細は8月号でお伝えします。※申込が必要です  
 申込期間 7月19日(火)～8月12日(金)  
 定員 50組位

**リフレッシュ(託児サロン)**  
 日時 7月25日(月)10時～14時  
 8月1日(月)10時～14時  
 場所 いきいきプラザ都留2階  
 持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴

※1日預けたい方のみお弁当持参  
 ※持ち物にはお名前を書いてください  
 費用 300円(保険・運営費)  
 ※開催日の2週間前から受付可能です  
 申込・問合先 市社会福祉協議会  
 ☎(46)5115

### よみきかせボランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ  
 日時 7月9日(土)14時～  
 場所 市立図書館おはなしコーナー  
 内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。

### こぐまクラブの「いぐまのちいさなおはなし会」

日時 7月15日(金)10時30分～  
 場所 市立図書館おはなしコーナー  
 内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

### こぶたの会の「ワクワクおはなし会」

日時 7月23日(土)14時～  
 場所 市立図書館おはなしコーナー  
 内容 楽しいお話や歌、手遊びをします。

### ベビーヨガ&マッサージ

そのほか、読み聞かせを行います。  
 日時 7月20日(水)10時30分～  
 場所 まちづくり交流センター1階和室  
 対象 2カ月～1歳くらい(要予約)  
 参加費 300円  
 持ち物 バスタオル、あかちゃんのおでかけグッズ

### 初めての布絵本作り

日時 7月20日(水)13時～15時  
 場所 まちづくり交流センター1階和室  
 ※お子さま連れ可、託児はありません  
 参加費 700円  
 定員 5名

問合先 サークルバンビィ 友野  
 ☎090(7710)2389

### お外で遊ぶ親子の会

#### 「はねこっぴ」

どんな天気の日でも、各地からきた親子が集まり外で遊んでいます。  
 自然の中で何をすればいいかわからない方、語り合える仲間が欲しい方、妊婦さん、一緒に歩きましょう！  
 活動日 毎週木曜日  
 9時40分～昼食過ぎまで  
 場所 羽根子地区  
 問合先 梅崎奈津子  
 ☎070(5364)5835  
 Eメール hanekoko.isuru@gmail.com

### 親子で遊ぼう！ 「宝の山プレーパーク」

毎週水曜 (出入り自由)  
 7月6日、13日、20日(10時～14時)  
 7月27日、8月3日(夏休み10時～16時)  
 森で、自由にのびのび遊ぼう。森で過ごしたい大人も大歓迎！  
 ①森のおよこじかん  
 毎月第1水曜 10時30分～12時  
 7月6日(水)「親子でわらべうた」  
 親子で歌ったり、体を使って遊んだりしましょう。パネルシアターもあるよ。

### 8月3日(水)「プールを作ろう！」

板とビニールシートでプールを作るよ。トントンカチカチ、みんなで作って遊ぼう！

#### ②森さんぽ

毎月第3水曜 7月20日(水)  
 10時30分～11時30分  
 移り変わる自然を感じたり、生き物のはかなさを感じたり、子どもの成長を感じたり。森と人をつなぐ『ほんちよ』が案内してくれます。

### 宝の山プレーパーク共通項目

参加費 無料  
 申込み 不要  
 持ち物 汚れてもいい服装、軍手、飲み物、お昼の主食、みそ汁の具、お味噌、マイ食器、着替え、雨具など必要なもの  
 場所 宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター  
 ※当日お手伝いしてくれるスタッフも募集しています。  
 問合先 宝の山プレーパーク 岩田  
 ☎090(2682)4965

